

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年1月25日（平成29年（行個）諮問第18号）

答申日：平成29年6月20日（平成29年度（行個）答申第48号）

事件名：特定日付けで本人に対して送付された「裁決書の謄本の送付について」に関する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、以下に掲げる5文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

文書1 「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（20160425統第1号，平成28年5月25日）」

文書2 「意見書の写しについて（情個審第912号，平成28年6月22日）」

文書3 「諮問事件に係る意見について（通知）（情個審第2255号，平成28年10月12日）」

文書4 「審査請求に対する裁決について（20161012統第1号，平成28年11月14日）」

文書5 「諮問の取下げについて（20161012統第1号，平成28年11月11日）」

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月16日付け20161121統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、処分庁と審査会事務局の間のやりとりに関する文書が全て含まれているか確認を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

本件の経済産業省内の担当課室は、大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室である。同室は情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）事務局が、平成28年5月19日付けで示した平成28

年度行個答申第10号の審査の過程において、同審査会事務局からの照会に対し、「鉱工業動態統計室長等が異議申立人から別件答申に関連して受領した電子メールについては、異議申立人との連絡手段として郵送や電話で対応することとし電子メールの確認後は保存の必要がないことから廃棄していたため、経済産業省において、本件対象保有個人情報保有していない」との明らかに事実を反する回答を行い、その明らかに事実を反する回答内容が、そのまま答申理由として答申に記されてしまうという、取り返しのつかない「審査請求人の知る権利を冒涇した厳然たる実績」があるため、同室が担当課室である限り、「開示された内容が全てである」との説明は到底信用することはできない。

よって、審査会にも、特に審査会事務局とのやりとりに関する開示可能な文書が全て含まれているかについて確認してもらう必要があるため審査請求を行う。

なお、こうした経緯から、審査請求人としては本来は審査会（総務省）に開示請求を行いたく、審査会事務局に電話で照会したところ、「審査会への開示請求については『調査・審議事項に係る文書』に該当し、審査会からは開示できない可能性が高いため、経済産業省に開示請求を行った方がよい」との示唆をもらってしまったため、やむなく、経済産業省に開示請求を行うこととしたという点を、十二分に、上記の経緯を反省し、配慮し、真に偽りのない誠実な対応をしてもらうため、経済産業省鉱工業動態統計室に委ねるだけでなく、経済産業省全体として真摯に対応することを求める。

(2) 意見書

審査請求人は、本事件の端緒となった審査会から諮問庁に対する諮問取下げの要請という手続について、そうした手続があることすら知らなかったため、審査会事務局の方に電話で照会したところ、諮問取下げは年間に数十件程度あり、その理由・背景として、諮問庁から審査請求人に対し、必要十分な説明を行い審査請求人が諮問は不要と納得した場合などといった例示まで教示してもらった。

審査会からの取下げ要請は、根拠条文はもちろん、取下げ理由としての文書の真偽と個人情報の取扱い（以下「真偽等」という。）は審査会での審査対象ではないと明示されていたので、その要請そのものに対しては審査請求人も納得できたが、要請を受けた諮問庁としては、本来であれば、諮問庁が審査請求人に対し真偽等に対する説明を行い、審査請求人が取下げ要請に諮問庁が応じてもやむなしと納得するか、少なくとも諮問庁として審査請求人に対しての対応方針の打診程度は最低限あって然るべきと考えられるところ、再三、諮問庁鉱工業動態室長に対し説明等の督促をしたにもかかわらず、何らの連絡も反応すらもないまま、

いきなり取下げ要請を受けた裁決書が送付されてきたため、その背景・事情等を確認するために行った開示請求・審査請求である。

ゆえに、当初は行政手続としての瑕疵を問うべき問題かと想定していたが、そもそもの真偽等の問題について、年末年始の休暇中に、改めて法のコンメンタールを読み、同法第24条において開示方法は各行政機関に手続は委ねられており、諮問庁においては告示により開示方法が定められていることに気がついた。

その告示においては、当該保有個人情報記録されている媒体が「文書又は図面」、「電磁的記録」のいずれの場合においても、それぞれ写しの公布と閲覧の方法が定められていたことから、審査請求人が諮問庁に対してそれまで行った、平成27年8月に審査請求人が諮問庁に提出し受理された利用停止請求書に係る4回の開示請求に対し、文書に記録された審査請求人の利用停止請求書について、その文書を読み取ったPDFをわざわざカラーで打ち出した印刷物を原本と称してなされた写しの交付のみで、閲覧は拒否されてきたという事実がそもそも法に照らしても違法であったということが判明したため、年明けに、5回目となる、適法な開示請求を改めて行った結果、事実上、真偽等を明確にし、それまでの4回の開示決定等が全て違法だったことを諮問庁として認めた（全部）不開示決定が示されるに至った。

この、1回目の開示請求に対する（無条件の）全部開示決定とは正反対の決定内容と言える（全部）不開示決定は、もはや行政訴訟等により諮問庁という組織の責任を問う問題ではなく、諮問庁内の特定の職員が、諮問庁の名称、大臣の名前や大臣印を用いて行った、個人の違法行為を問う問題であると思料されたため、平成29年2月4日、諮問庁の大臣官房監察室に対して、上記の（全部）不開示決定を根拠として改めての公益通報を行ったところである。

審査請求人としては、上述のような状況にあるので、この先、諮問庁の公益通報制度に基づく諮問庁内の調査、措置等の内容を確認した上で、諮問庁内の特定の職員である個人に対して法的責任を問うつもりでいるので、これまでの諮問庁の名称、大臣の名前や大臣印を用いた決定内容・文書はもちろんのこと、通常であればあって然るべきと思料されたため開示請求を行った文書等の不存在、それらを常に妥当として、審査会に対して文書の特定の観点のみで、行為そのものに係る正当性の根拠も一切示さずに、示せずに主張し続けた理由説明書等も全て、個人の法的責任を問う際には証拠となる事実の一つとなると考えているので、今回の諮問庁名による決定及び理由説明書について、これ以上、諮問庁という組織に対する異議を述べる必要はなくなったと考えていることを、本事件に対しての審査請求人の意見とする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人が行った本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、平成28年12月16日付け20161121統第1号により、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書として本件文書を特定し、法18条1項の規定により、本件対象保有個人情報の全部を開示する旨の原処分を行った。

本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は本件文書が全てである。

不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示としたものである。

3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は他の開示すべき行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件請求保有個人情報の探索を行ったものの、本件文書以外の存在は確認できなかったことから、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報を本件保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年1月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月22日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件請求保有個人情報は、経済産業省から審査請求人に特定の審査請求に対する裁決書の謄本が送付されたことに関連して、当初の経済産業省から審査会への当該審査請求に係る諮問（平成28年（行個）諮問第79号（以下「別件諮問」という。））の意思決定（決裁）から、裁決書の決定、

審査請求人への送付に至るまでの間に作成・保有した全ての文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は、処分庁と審査会事務局との間の別件諮問に係るやり取りに関する保有個人情報が全て含まれているか確認を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求を受け、別件諮問に関し、経済産業省が開示請求時点までに作成・保有していた本件文書に記録された本人に係る保有個人情報を特定した。

イ 本件文書は、審査請求人による特定審査請求に関するもので、文書1は審査会への諮問（別件諮問）の手續に関する文書、文書2は審査会から諮問庁に送付された審査請求人の別件諮問に係る意見書の写しに関する文書、文書3は審査会から諮問庁に送付された別件諮問の取下げの検討を依頼する文書、文書4は別件諮問に係る取下げのための裁決書、文書5は経済産業省から審査会に対する別件諮問の取下げの通知に関する文書であり、文書1ないし文書3及び文書5以外の処分庁と審査会事務局との間の別件諮問に係るやり取りは全て口頭で行われており、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していない。

(2) 諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、文書4による経済産業省の意思決定は文書3の審査会の意見に沿った内容であることを踏まえると、本件文書以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報

を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

平成28年11月14日付けで経済産業省から審査請求人に送付された「裁決書の謄本の送付について（20161012統第1号）」に関連し、当初の経済産業省から情報公開・個人情報保護審査会への諮問の意思決定（決裁）から、裁決書の決定、審査請求人への送付に至るまでの間に作成・保有（審査会とのやり取りはもちろん、一連の対応のための検討に際して利用・活用した参考文献等の資料、審査請求人から鉱工業動態統計室長に対して状況等の説明を連日求め続けたメール等も含む）した全ての文書一式。（メール、メモ等、文書の体裁は問わない。）

※添付の鉱工業動態統計室長に対して、平成28年11月20日に送付したメールに記載したとおり、審査請求人は審査会から送付された審査会から経済産業省への意見書の写し以外、経済産業省からは決裁書の謄本の送付まで一切連絡をもらえなかったため、裁決の前提であるはずの審査会からの意見書による取下げ要請に対して、経済産業省から当該要請を受け実際に取下げに応じたかどうかも含め、冒頭の裁決が正当な手続を踏んだ有効なものかすらも判断しかねる状況にあることから、やむなく行う開示請求である。

行政訴訟の提起可能期間にも関係することから、異議申立てが不要な程度の誠実に、真摯に、“真に”探索を行った全ての文書を開示してもらうことはもちろんのこと、迅速な対応を願う。